

重要土地等調査規制法案の 廃案を!

いま、国会で、「重要土地等調査規制法案」という大変危険な法案が審議されています。この法案は、自衛隊関連施設や基地、原発周辺1 km範囲を規制地域として指定して、様々な制約を課すものです。



電子署名アクセス用 QR コード
<http://chnng.it/LQQjPbc6>

軍事目的のために、日本国憲法第29条で保障された財産権を侵害しかねない内容となっているばかりでなく、個人情報の過度な調査によって、プライバシーの権利(憲法第13条)などの基本的人権そのものを侵害しかねません。



重要土地等調査規制法案の問題点

1 内閣総理大臣が、調査のために必要がある場合、対象区域の利用者らの情報提供を求めることができますとされていますが、提供の対象となる情報や調査項目が、政令や告示で個別指定されることとなっており、調査内容が歯止めなく拡大する懸念があります。また、調査が思想・信条に立ち入る恐れがあり、**国家権力による違法な情報収集にお墨付きを与えてしまいます。**

2 法案では、「施設機能」や「離島機能」を「阻害する行為」、これを「機能阻害行為」として、規制対象とし、命令違反には懲役もしくは罰金刑の対象としています。しかし、「機能」の内容や「阻害する行為」について、抽象的、かつ、曖昧と言わざるを得ません。そのため、時の権力の解釈次第で基地に対する反対運動や監視活動などの市民運動までが「機能阻害行為」に含まれる危険性があり、**運動の弾圧に利用される恐れがあります。**

「重要土地等調査規制法案」の 審議のなかでは・・・



杉田水脈
衆議院議員
(自民)

辺野古の新基地建設
反対運動を同法で取り締
まるべき



杉田水脈
衆議院議員
(自民)

一見して直ちに重要施設の機能を
阻害しているように見えなくて
も、そこから派生する影響も十分
に考慮し(防衛施設を守る法案の)
本来の目的を果たしてほしい



5月28日

衆議院内閣委員会
質疑が十分尽く
されないままに
自民党・公明党は
採決を強行!!

参議院での強行採決を阻止しよう!!

参議院での強行採決を阻止しよう!



国会の会期末は 6月16日予定

オンライン署名にご協力下さい!



電子署名アクセス用
QRコード
<http://chnq.it/LQqjPbc6>

memo

そもそも戦前は、国防を理由に、「要塞地帯法」によって「要塞地帯」と指定された区域への立ち入りや撮影などが禁止されるとともに処罰され、これが国民の監視や統制に用いられてきました。戦後の平和主義を掲げる日本国憲法のもとで、この「要塞地帯法」は廃止され、また、新たに制定された土地収用法からも軍事・国防のための土地収用は削除され、「土地収用の対象となる公共の事業」から防衛にかかるものが除かれてきました。

しかし、この度の法案は、その目的に「安全保障に寄与すること」が掲げられ、軍事的安全保障の観点から、戦前同様、国民の私権を制限しようとするものであり決して認めることはできません。

飯島滋明さんの
「重要土地等調査
規制法案の問題点」
YouTube
「平和フォーラム」
チャンネルに掲載!
学習会等に
ご活用ください。



〈政府提案資料〉

重要土地等調査法案の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案)

目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的**：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針**：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。） 等
- **留意事項**：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域

- 重要施設の周辺：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ（政令指定）の周辺※の区域について、告示で個別指定。
※ 施設の敷地の周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域

- 特定重要施設の周辺：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例）司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等
- 特定国境離島等：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例）領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

調査

(注視・特別注視区域共通)

- **対象**
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**
・所有者等：氏名、住所、国籍 等
・利用状況
- **手法**
・現地・現況調査
・不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
・所有者等からの報告徴収（刑事罰あり）
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

事前届出

(特別注視区域のみ)

- **対象**
土地等の所有権移転等（売り手・買い手／刑事罰あり）
※ 一定面積以上の取引に限定。
- **届出事項**
・氏名、住所、国籍 等
・利用目的、所在、面積 等

国による買取り

国による買取り

利用規制

(注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令（刑事罰あり）
・国による損失の補償
・国への買入れの申出

国による買取り

(注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り
※ 国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置：重要インフラに係る政令の制定・改廃、区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行期日** 基本方針、審議会等：公布から1年を超えない範囲内
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等：公布から1年3か月を超えない範囲内
- **見直し**：法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

発行元 / フォーラム平和・人権・環境(平和フォーラム)

東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内 TEL 03-5289-8222 FAX 03-5289-8223